

櫛ヶ浜給領主宍戸元高とその墓

会員 竹島美雅

平成六年秋、熊毛郡熊毛町 藤井弥氏から櫛ヶ浜領主宍戸元高に関する文書の提供と同文書に記載されている元高の墓について、その調査を依頼された。

そこで、元高の墓確認の経緯と同文書の解説を通して

数奇な生涯を櫛ヶ浜に終えた元高自身と当時の櫛ヶ浜及び、その家来について述べてみたい。

一、宍戸元高の墓について

(1) 墓確認の経緯

今まで櫛ヶ浜には、元高に関する知識はなかった。

勿論、墓が所在するとされる原江寺（文書では、吸江庵—旧寺名—）住職有馬実成氏も同様であった。しか

しながら、住職・筆者とともに以前から気になる主不明の墓石はあった。住職は、拓本を採ってみたらとの意見であった。早速、藤井弥氏に連絡、同氏は岩崎章氏等を伴って来訪され、岩崎氏が拓本を採られた。

再度の採拓の結果は、次の様であった。

正保五戊子年

寄進

捐館三英了^秀居士覺靈

三月七日

前

宍戸

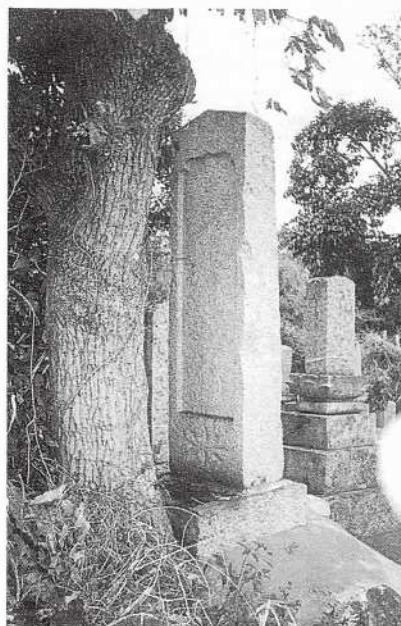
寄進

※ 捐館、眞人の死に付けられる。

当然のことながら、平成三年発行の「徳山市の社寺文化財・調査報告書」には記載されていない。

(3) 墓石の形状・場所等

の最上部に海に向かって建っている。



宍戸元高の墓

二、宍戸元高について

(3) 宍戸家譜録抜粹

元高 佐助 次郎左衛門 母口羽通良女

慶長十二丁未生、同十八年癸丑七歳而為質赴東部、
寛永元甲子帰国、賜新知、建別家、正保五戊子三月七
日卒於防州柳浜、年四十一、法名三英了秀居士、

同所吸口（江）庵有墓（牌墓錄三英了秀居士）

牌所、萩海潮寺・高野山明泉院・三丘貞昌寺

家伝云、為證人十二箇年江戸相詰、依功新知賜三百石
云

古系ニ廿四歳ニ而江戸自帰云誤也、十二ヶ年相詰、
十八歳ニ而帰也

寸法 台 厚さ二五センチ 幅六〇センチ四方
塔身 高さ一五五センチ 幅四五センチ
厚さ二五センチ

高さ八〇センチの積石の上にある。

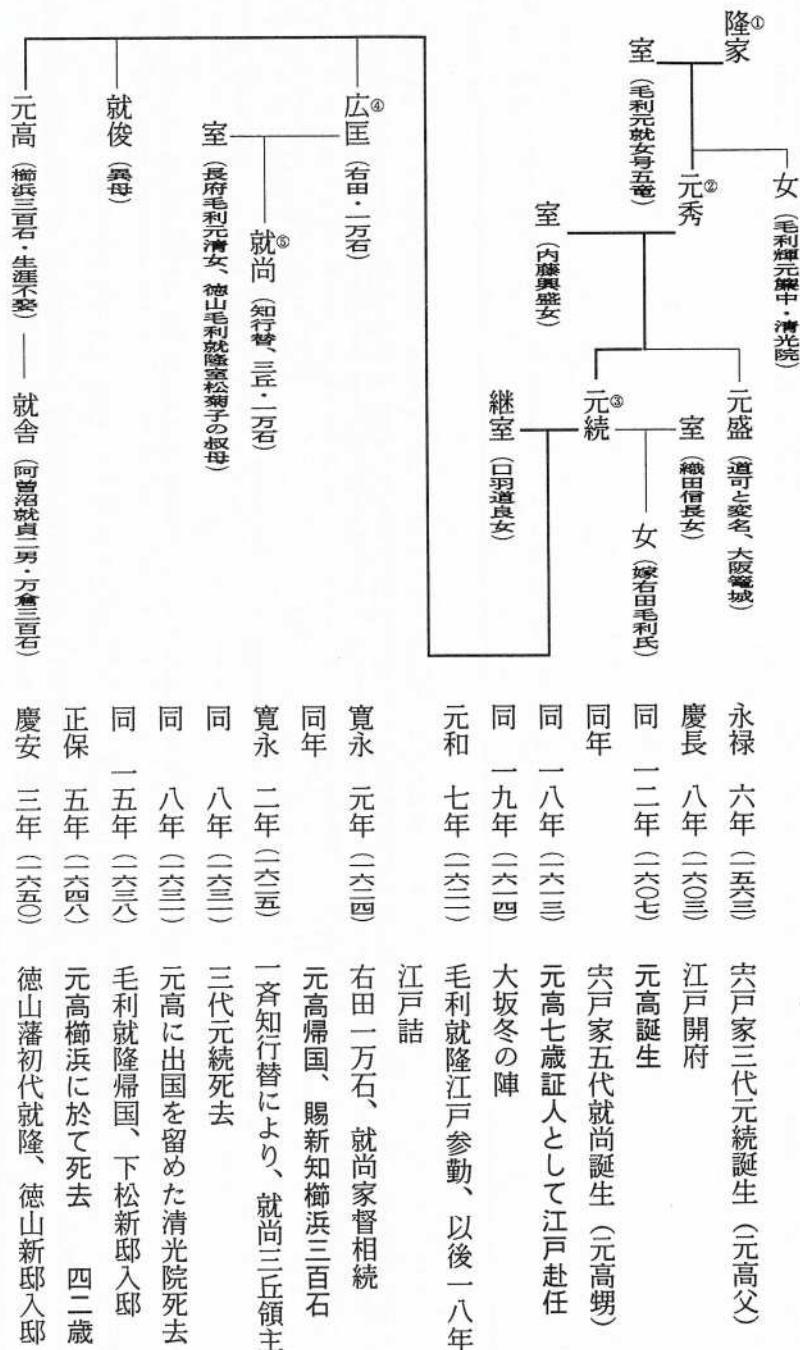
花崗岩製 墓石面は、風化が著しく文字は判読不能
墓石の正面に接し、根回し約一五〇センチの桟の大
木が生え、墓石は著しく傾いていた。

場所 柳ヶ浜駅裏、原江寺墓地の徳山湾に面した丘

留ニ付、防州柳浜引籠居候内病死云
旧記云、所存有之生涯不取娶妻、阿曾沼左衛門就貞ニ
男就舍甥之統故ニ家を譲、身柄他国有付之志ニ而御暇
を願、御免許之処、清光院様他国出行之儀達而被成御

一門宍戸氏系図抜粹

穴戸元高関係年表



① 江戸証人とされた事情

元高は、慶長一二年毛利家一門一席宍戸家、当時右田領主元続の三男として生まれ、同一八年七歳の時人質（証人）として江戸に送られた。

時あたかも、徳川政権確立の最中であり、大坂の陣開戦に当つて毛利輝元も出陣を命じられた。輝元は、その証として、元高を江戸に送った。

元高が証人に充てられたのは、慶長一三年（六〇八）藤堂高虎が、「諸大名の証人には重臣の子を差し出させるのがよい。」と家康に提案したのが始まりと言う。つまり、元高は、証人の条件に最適であったからである。

輝元は、元高を証人とするに当つて、次の通り格付けした。（萩藩閥閱録二巻七八ページより）

任 佐介

元

慶長拾八年七月廿八日宗瑞

御判

宍戸重太郎殿

② 元高帰国時の事情

元高は、寛永元年一八歳で帰国した。その時の事情を萩藩閥閱録二巻七九ページによつて知ることができる。

●その一

我等事今度江戸罷下候、然は佐介^{（元高）}殿御事、於先様萬事可申談候、向後之所も御身上何と様にも御談合申不存疎意候、此段可御心安候、猶重疊可得御意候、恐々謹言

十一月晦日

〔宍戸〕^{（元高）}備前守殿まいる

日向守

就隆^{（篠山正利）}御判

（文意）

この度江戸に参りました。萩出発の際、貴方から頼まれました御子息元高のことについて、先様（証人に差し出した先）に行って万事（元高を国元に帰してくれと）よろしき様話し合ひます。今後も御子息の身の上の事については良く相談し、決して疎にはいたしません。御安心下さい。

(参考)

○発信人 就隆・日向守

徳山毛利初代 慶長七年生、元高より五歳年上

元和七年 毛利秀元長女松菊子と結婚・参勤

同八年一二月二八日於江戸、任日向守

以後一八ヶ年江戸詰

○名当人 宍 備前守

宍戸元続 元高の父 当時六〇歳

○就隆と元高の関係

就隆の妻松菊子は、長府毛利秀元の娘

元高の長兄広匡の妻は、秀元の妹

兄嫁の姪が就隆の妻

○発信日 元和九年一一月晦日と推定される。

元続も既に六〇歳、右田宍戸家の家督も元高と同年
齢の孫就尚に継がせたい。其の前に元高の身の振り方
も決めておきたい。老父の切なる願いであったろう。

就尚の家督相続は寛永元年、元高の帰国は同二年で

であつた。

●その二

先月七日之御状披見候、御手前之儀、清信州え於

爰元備前殿

(宍戸元続)

引合候而委申達候条、定而不可有別儀候

長門(秀就)様其地為被成御下候条、何篇可被成御意候、委

曲栗(栗屋元貞)肥後所へ申遣候、其可有御心得候、恐々謹言

卯月朔日

甲斐守

秀元 御判

宍戸元続 佐介殿御返事

(文意)

三月七日の書状（就隆の交渉によつて帰国できる
様になつた。この後の処遇如何に）を見た。御手前
のことについて、当職清水景治に御手前の父元続を
引き合させ、詳しく述べたから、決して心配す
るな。藩主秀就様が江戸に下られてお話をあるであ
ろう。委細は、江戸加判役栗屋元貞の所へ申し遣わ
してある。

○発信人 甲斐守秀元

長府毛利の祖、秀就誕生迄輝元嗣子、寛永八年
藩政を秀就に返上

○文中人物

清水信州景治

清水宗治の子、元和九年当職

栗屋肥後元貞

江戸加判役

○発信日 寛永元年四月朔日と推定される。

③ 生涯不娶妻・他国有付之志・

他家に家督を譲つた事情

元高は、帰国後の処遇に不平で「他国有付之志」に

(1) 石高

櫛ヶ浜は、久米村に属する小村であった。

輝元は、元高の叔父元盛に「道可」と変名させ、金五百枚を与えて密かに大坂籠城を命じた。このことが
帰国後知った叔父元盛と、その二子の悲惨な最後に求めたい。

元高は、元高の叔父元盛に「道可」と変名させ、金五百枚を与えて密かに大坂籠城を命じた。このことが
徳川方に知られ、大坂落城後老中本多正純は、道可の
実兄元続を呼び、道可の逮捕差し出しを命じた。

元続は、道可を見つけ出し、斬首して首を正純に差

し出した。更に、道可の二子（元高の従兄弟）までも、
藩命によりじ自刃させられた。このことは「松岡利夫
編郷土史事典・佐野道可とその二子の悲劇」に詳しく
述べられている。
御暇の願いは受理された。然し乍ら、清光院（輝元
廉中・元高叔母）によって、他国出行之儀は差し留
められた。前述の事情によるものであろう。

三、当時の櫛ヶ浜

元和三年（六一七）就隆分封の際は、就隆領の一部であ
つたが、元和七年富田他八ヶ村と串浜他八ヶ村領地交
換の際、本藩に返された。従って、元高新知の時の寛
永元年には本藩直轄領であった。

当時の石高は、次の通りであった。

浦屋敷石 三〇石四斗三升 四尺八寸 三町六区畝五歩
浦浮役石 六一石二升（浦石は、砂石である。天保時代の換算率一石五二〇四

田畠石 二三二六石四斗四升

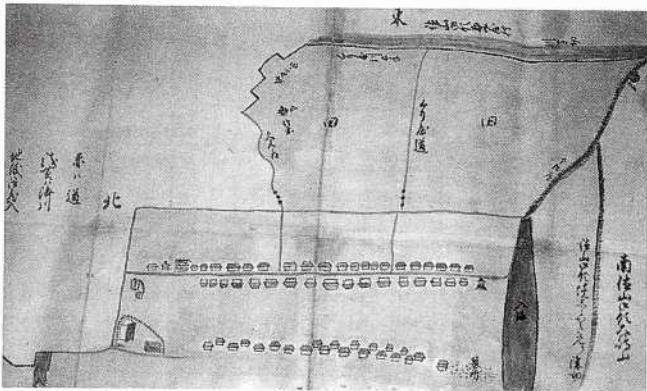
合計 三一七石八斗九升

(2) 南前浦手御支配大島仁右衛門・作右衛門屋敷

地下上申に櫛ヶ浜脇の原に、大島殿屋敷があつたと記されている。

仁右衛門は、下

松水軍の舟手頭として、大島山麓櫛ヶ浜を根拠地として活躍した。徳山で「二ノ丸様事件」と言われる事件で、杉小次郎の妻連れ出しの船の用意を命じられたのは、



御ヶ浜古図

仁右衛門である。(神本正律著周南地方史話)

櫛ヶ浜の享保元年の文書に、「南前四十二浦之代官相島仁右衛門様居へ被置、其外御添役有之、御国中浦々之御制法被仰出候由」とある。従って、元高在往時代なお大島屋敷は櫛ヶ浜にあつたと考えられる。

萩藩閥閱録(相嶋与三兵衛分)に仁右衛門・作右衛門に関する文書が四件載せられている。水軍の基地があれば造船所がある。櫛ヶ浜大工町は、当時からの船大工の町であった。

尚、風土注進案によれば、天保時代においても、公儀役人通船の節水夫の役目は櫛ヶ浜が勤めていた。その場所は、芸州境鎌苅の瀬戸から赤間関與次兵衛ケ瀬までであった。仁右衛門時代からの権益であろう。前述の浦浮役石は、この役目による収入に対する税金である。

(3) 快照院・吸江庵

前記宍戸譜録に、元高は櫛ヶ浜で死に、墓は同所吸

江庵にあるとある。厳密に言えば吸江庵の所在地は、現在の久米院内・櫛ヶ浜の久米院内寄りの一部・久米

田中に拡がる地域の地名であった。従って、元高の住居は、櫛ヶ浜の院内にあったと推定される。

院内の地名の由来は、往古院号山伏が沢山住んでいたからであると言われ、当庭院内には、快照院と吸江庵の二寺があった。

① 修驗道快照院

快照院は、三丘六戸の鎮守司箭社の社坊であり、その由来は、風土注進案（三丘小松原村分）に詳しく記載されている。以下その記録に拠り略記する。

○快照院は、本山京都醍醐三宝院准三宮様（修驗道

当山派総本山）直参である。

○開基快照院は、九州より役之行者の御供をしてきた。他に保安寺・養仙坊があり、七堂伽藍があつた。

○快照院遷化不明・養仙坊遷化壽永二年・保安寺遷化仁治二年。星霜相移り没落、中絶した。

永禄年中（正五、六）中興開山良盛法印が取り立て

合わせて二七ヶ国に及んだ。

元和年中（正六、七）二世行盛法印が両国袈裟頭を勤め、只今（天保年中）一〇世まで続いている。

毛利八ヶ国時代より衰えたとはいえ、元高時代両国山伏から、各国の情報を得ていたであろう。

② 禅宗洞庭山吸江庵

風土注進案により、その概略を記載する。

○天文一五年（正五）開基繁翁宗茂和尚が、昔時この山の麓の井戸から掘り揚げられたという觀世音を本尊として建立した。

○宗瑞様（輝元）御打入之節、寺敷二畝一五歩、境

内山六反五畝五歩を本尊觀世音に寄進した。

○元高の墓は、毛利輝元の寄進したこの院内の山に建立されているのである。

○元高は、この吸江庵で本尊觀世音を拝み、和尚に教えを乞うたであろう。

(4) 真田幸晴夫妻の墓

元高の墓の近くに、真田幸村末男幸晴夫妻のものだとされる墓がある。後裔河村氏建立の碑文によれば、幸晴は寛文六年（六〇）栗屋村にて病没、妻は同村茂八の女、延宝九年（六二）とある。

元高の叔父元盛（道可）と幸晴の父幸村は、共に大坂篠城の同士である。元高の墓の近くに幸晴の墓があることから、同世代の二人の親交が察せられる。

四、元高の家来

風土注進案によれば、当時天保一三年の櫛ヶ浜在住の宍戸家家来は、山本瀬兵衛・村井喜内・増原俊藏・磯村源右衛門・中野為吉である。

内、村井家は、喜右衛門の長崎におけるオランダ船引き揚げの功績による新規召し抱えの家来であるからこれを除き、残り四家の内、山本・磯村家の墓地は、元高の墓の周辺にある。少なくともこの二家は、元高の家来であったと推定される。

今回の調査で、山本家初代夫婦の墓が確認された。山本家末裔は、今も下松市・徳山市に在住されており、同家の過去帳によれば、前記瀬兵衛は六代目である。

現在同家の墓は、新墓地に移転されているが、初代夫婦の墓は文字が読めなかつたためか、元の位置に残されていた。このことが、今回の調査に幸いした。初代夫婦の墓は、元高の墓を守るように、横一列に並んだ墓石五基の中にある。

拓本により確認された五基の墓は、次の通りである。

坂空妙月禪定尼靈位

（喜左衛門妻）

天和三年（六三）十月八日

帰眞見色監照禪定門靈位

（山本喜左衛門・初代）

延宝五年巳（六七）五月十四日

歲譽宗寅座元禪師

（寂年月日不明）

帰眞來室往空禪定尼靈位

元禄三年（六九）午六月廿日

觀應慈音信士

明和五戊子年（二〇一八）九月十二日

移封時の宍戸領一万石には、櫛ヶ浜は入っていなかつた。

山本家は、初代喜左衛門・二代喜左衛門・三代喜右衛門・四代惣右衛門・五代幸右衛門と続くが、二代喜左衛門の子の怪力市兵衛や三代喜右衛門の孫の村井喜右衛門（三代の時分家した娘の子・父親の村井姓に改姓）等を輩出し、後の櫛ヶ浜の発展に貢献した功績は絶大である。

山本市兵衛や村井喜右衛門については、説明は省くこととするが、彼等の墓も元高の墓の間近にある。

しかし、この度の調査で「寛永元年櫛ヶ浜は、宍戸元高の給領地となつた。その後、元高が家督を阿曾沼就舎に譲つた時、厚狭郡万倉村・阿武郡藏目喜村・同生雲村三百石と交換に三丘宍戸領に編入された。」ことが分かつた。

何よりも、櫛ヶ浜にとつて、元高の墓とそれに関連する多くのことが分かつたことは幸いであった。資料提供された藤井弥氏、採拓の岩崎章氏に、改めて感謝の意を表するものである。

最初にも述べた通り、この度の調査は、藤井弥氏が「櫛ヶ浜の三丘宍戸氏領編入時期」に疑問を持たれたことからはじまつた。

これまで当地では「寛永二年（一六二五）串浜は、一門首席で三丘を本領とする宍戸氏の知行所となり、幕末まで伝領された。」（徳山市史下巻）と認識されていた。ところが、藤井弥氏の調査では、寛永二年右田より

なお、「櫛ヶ浜」の表記について、史料では「串浜」「櫛浜」「櫛ヶ浜」が使われており、また、昭和一五年太華村から町になつた時、櫛浜町と改称され、「クシハマ」と呼ぶこととされたが、古来の呼称「クシガハマ」に従い、文中記述では「櫛ヶ浜」とした。